

第3次愛西市教育大綱



令和5年3月 愛西市

はじめに

子どもたちは、将来の愛西市を担う大切な宝です。子どもたちの成長は、親や学校だけでなく、地域全体で支えていかなければなりません。

また、「人生100年時代」と言われる中で、市民の皆様が楽しく豊かに暮らしていくためには、生涯にわたって社会教育、文化活動、スポーツ活動など様々な活動の場が必要です。

本市では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「第2次愛西市教育大綱」を平成31年3月に策定し、子どもたちの豊かな学び、生涯学習の充実、文化・芸術活動の推進、生涯スポーツの振興など各種の教育施策を展開してまいりました。

一方で、急速に進む少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、技術革新、価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症による生活の在り方の変化、社会的・経済的格差の顕在化など、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

こうした背景を踏まえ、この度、第3次愛西市教育大綱を策定いたしました。

本大綱では、「人と人との絆を大切に 心豊かで たくましく しなやかな人を育む」を理念として、また、「一人ひとりの学びを支えるまちづくり～多様性を尊重し、主体的に学ぶ人を育てます～」を目標として、さらに5つの方針を定めております。

先行き不透明で将来予測が困難な時代を生きる子どもたちの可能性を最大限に引き出し、生きる力を育んでいく環境や、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく学び、生き生きとした人生を享受できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。

本大綱の理念の達成には、教育委員会との連携だけでなく、各ご家庭や地域の皆様との連携が不可欠です。引き続き市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年3月

愛西市長 日永 貴章



目 次

1	第3次愛西市教育大綱策定の趣旨	1
2	愛西市教育大綱の位置づけ	1
3	第3次愛西市教育大綱の期間	1
4	理念	2
5	目標	2
6	方針	2
	《方針1》	2
	《方針2》	3
	《方針3》	3
	《方針4》	4
	《方針5》	4

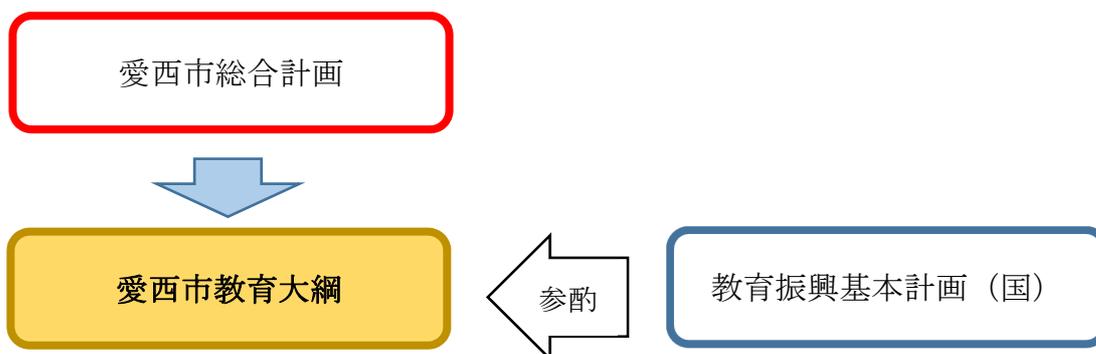
1 第3次愛西市教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」こととされています。

本市では、平成31年3月に「第2次愛西市教育大綱」を策定し、理念、目標を掲げ、教育行政を進めてまいりました。この「第2次愛西市教育大綱」は、令和4年度をもって満了を迎えることから、昨今の社会状況の変化に伴う教育行政を取り巻く動向を踏まえ、「第3次愛西市教育大綱」を策定するものです。

2 愛西市教育大綱の位置づけ

愛西市教育大綱は、「愛西市総合計画」の下位に位置し、国の教育振興基本計画を参酌し策定することで、本市の教育行政の指針として位置づけます。



3 第3次愛西市教育大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2次愛西市総合計画								次期
第1次	第2次愛西市教育大綱				第3次愛西市教育大綱			
第3次教育振興基本計画					第4次教育振興基本計画（～R9）			

4 理念

人と人との絆を大切に
心豊かで たくましく しなやかな人を育む

5 目標

一人ひとりの学びを支えるまちづくり
～多様性を尊重し、主体的に学ぶ人を育てます～

6 方針

《方針1》

誰一人取り残されることなく、子どもたちの可能性が最大限に引き出されるような主体的・対話的で深い学びを進めます。

- 多様な学習指導の推進
子どもたち一人ひとりが確かな学力を身に付けるとともに、ICTの活用やグループ学習、直接体験といった多様な学習活動を推進します。
- 子どもたちの状況に応じた多様な支援
文化や言語の相違、障害の有無、経済的な困窮などにかかわらず、全ての子どもたちがそれぞれの個性や能力に応じた教育が受けられるよう、適切な支援を行います。

《方針 2》

人と人との繋がりを大切に、主体性と社会性を身に付けられるよう、子どもたちの生きる力を育みます。

- 主体性と社会性の育成
子どもたちが出会いや体験を通して、自ら考えて行動する力と生きる力を育みます。また、社会性や規範意識を身に付けることができるように、子どもたち同士が認め合い、協力し合い、高め合うことのできる学びの共同体の構築に努めます。
- 開かれた学校づくり
保護者や地域住民、地域で活躍する人たちと繋がり、協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。
- いじめ・不登校対策の充実
いじめの未然防止や早期発見とともに、子どもたちが心と体の調和の取れた人間に成長できるよう努めます。また、不登校の子どもたちが少しでも集団生活になじめるように、様々な活動の機会と場を設けます。

《方針 3》

子どもたちが常に安心・安全に学ぶことができる教育環境を整備します。

- 教育環境の整備
新たな学習内容・学習形態に対応する上で必要な機能と、老朽化対策を含めた環境改善など、子どもたちに最適で安全な教育環境を整備していきます。
- 安全対策の推進
地域・学校・関係部局が協力して、登下校時の子どもたちの安全を確保し、交通ルールや交通モラル、防犯対策を学ぶ機会を設け、交通安全・防犯意識の向上に努めます。
- 緊急時対策の充実
大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちの安全を確保し、安心して教育活動を継続できる対策を講じます。

《方針4》

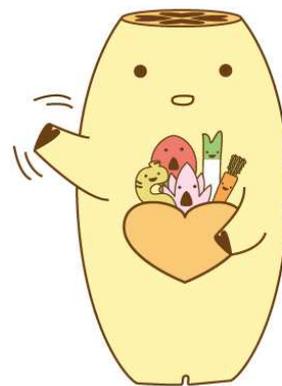
一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して意欲的に「学び」ができる環境の整備に努めます。

- 生涯学習推進体制の充実
市民の様々な学習ニーズに対応できるよう、生涯学習の機会を通して、学びの環境を整えます。また、家庭や学校・地域等と連携・協力し、お互いの絆を深めます。
- 文化財等の保護、活用
祭り・行事等地域に伝わる文化を後世に継承できるよう、文化財等の資料収集・整理を行い活用に努めます。また、市民が地域の歴史に対し、知識を習得、展開できる機会の充実を図ります。
- 文化・芸術活動の推進
一人ひとりが意欲的に豊かな人生を送ることができるよう、文化にふれる場、成果発表の場を提供します。また、様々な文化・芸術活動を行う団体を支援します。
- 図書館サービスの推進
図書館が地域の生涯学習拠点となるよう、蔵書の充実や市民に対する積極的な情報提供に努めます。また、市民の学習ニーズへの対応や子どもの読書離れの解消に向けて、様々な事業を行います。

《方針5》

スポーツで、生涯にわたり健康な心身づくりと仲間との絆づくりを行える環境を整備します。

- スポーツ活動の振興
幅広い世代が参加できるスポーツ活動の普及に向け、第2次愛西市スポーツ推進計画により、愛西市総合型地域スポーツクラブ等の活性化や、地区市民体育大会の開催、スポーツ推進委員によるスポーツイベント等を促進し、お互いの絆を深めます。
- 地域スポーツ指導者の養成
各種団体活動やスポーツ推進委員の活動を通じて、指導者を養成するとともに、指導者の研修や教室への参加を促進し、指導力の向上を図ります。
- スポーツ団体の育成・自立支援
愛西市スポーツ協会と愛西市総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、組織の自立的な運営を促進します。
また、子どもの体力向上や絆づくりを行えるよう、スポーツ少年団の活動を積極的に支援します。
- スポーツ施設の有効利用
スポーツ施設などの管理運営について、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、利用者の誰もが安心して心地よく利用することができるサービスを提供します。



第3次愛西市教育大綱

発行年月	令和5年3月
発行	愛西市
編集	企画政策部経営企画課
	〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
電話番号	0567-55-7133 (ダイヤルイン)
FAX番号	0567-26-5516